

新潟県職業能力開発計画を改定しました

県では、地域の特性に応じて、県内で行われる職業能力開発施策に関する中期的な計画として標記計画を策定していますが、第 12 次計画に改定しましたのでお知らせします。

1 計画の位置付け

職業能力開発促進法において、都道府県が区域の計画策定に努めるよう規定され、国が策定する 5 年間（R8～12 年度）の「職業能力開発基本計画」に基づき、県が地域の実状を踏まえ職業能力開発施策の方向性を示す計画

2 計画の期間

令和 8 年度～12 年度（5 年間）

3 計画の方針

高い付加価値を創出する産業構造への転換に対応し、誰もが活躍するための職業能力開発の推進

- ・ 高い付加価値を創出する産業構造への転換に対応する職業能力開発の推進
- ・ 誰もが活躍するための職業能力開発の推進

4 その他

- ・ 計画の概要については別紙を参照願います。
- ・ 第 12 次新潟県職業能力開発計画（全文）は県ホームページに掲載します。
（検索キーワード：「新潟県職業能力開発計画」）

本件についてのお問い合わせ先

雇用能力開発課 高橋、村山

直通 025-280-5262

内線 2821